

バリアフリー法に基づく現行制度等

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の概要

※令和2年法改正の内容について、赤字は令和2年6月19日施行
青字は令和3年4月1日施行

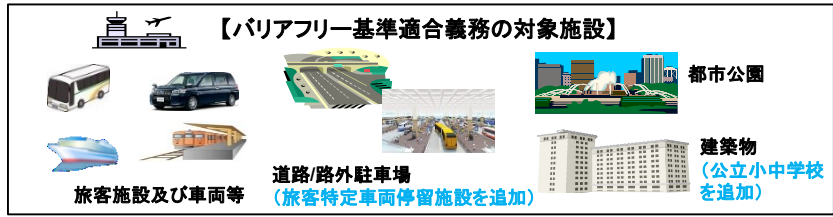
1. 国が定める基本方針

- 移動等円滑化の意義及び目標
- 基本構想の指針
- 情報提供に関する事項
- 施設設置管理者が講ずべき措置
- 国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項
- その他移動等円滑化の促進に関する事項
- 移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の指針

2. 国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務

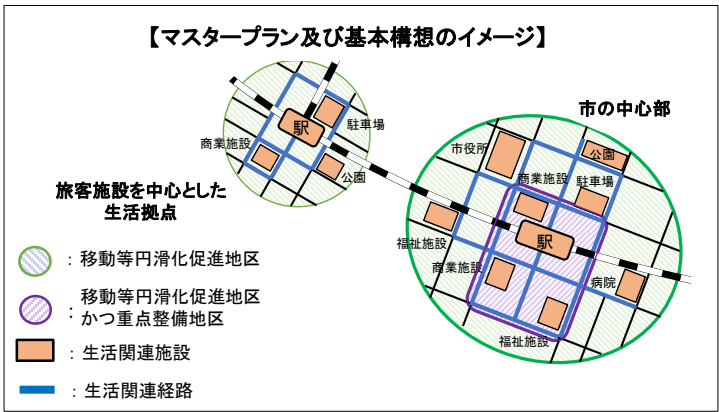
3. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- ▶ ハード面の移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- ▶ 新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
- ▶ 各施設設置管理者に対し、情報提供、優先席・車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務
- ▶ 公共交通事業者等に対し、以下の事項を義務・努力義務化
 - ・旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関するソフト基準の遵守(新設等は義務、既存は努力義務)
 - ・他の公共交通事業者等からの協議への応諾義務
 - ・旅客支援、職員に対する教育訓練の努力義務
 - ・ハード・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表義務(一定規模以上の公共交通事業者等)



4. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- ・市町村が作成するマスタープランや基本構想に基づき、地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進
- ・基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び「心のバリアフリー」に関する教育啓発特定事業を位置づけることで、関係者による事業の実施を促進(マスタープランには具体の事業について位置づけることは不要)
- ・定期的な評価・見直しの努力義務



5. 当事者による評価

- ・高齢者、障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・評価(移動等円滑化評価会議)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律

法律の概要

※赤字: 令和2年6月19日施行 青字: 令和3年4月1日施行

1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

- 公共交通事業者等に対するソフト基準※遵守義務の創設 (※ スロープ板の適切な操作、明るさの確保等)
- 公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト(旅客支援、情報提供等)の移動等円滑化に関する協議への応諾義務を創設
- 障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設(宿泊施設・飲食店等)の情報提供を促進

2. 国民に向けた広報啓発の取組推進

(1) 優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子使用者用駐車施設等、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「上記施設の適正な利用の推進」等を追加

(2) 市町村等による「心のバリアフリー」の推進 (学校教育との連携等) (主務大臣に文科大臣を追加)

- 目的規定、国の基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針(マスタープラン)に「心のバリアフリー」に関する事項を追加
- 市町村が定める基本構想に記載する事業メニューとして、心のバリアフリー関連事業である「教育啓発特定事業」を追加
- 教育啓発特定事業を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助 (※予算関連)

【教育啓発特定事業のイメージ】



高齢者疑似体験



車椅子サポート体験

3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大

- 公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設(旅客特定車両停留施設)を追加

バリアフリー基本構想とは

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集積している地区において、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するために、市町村が作成する**具体的な事業を位置づけた計画**。基本構想の作成を通じて施設管理者相互の連携・調整を行い、移動の連続性の観点から**面的・一体的なバリアフリー化が可能**となる。

○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- 基本構想の位置づけ、作成の背景、重点整備地区の特性、計画期間等を記載。

○ バリアフリーマップの作成等に関する事項

- 市町村の求めに応じて提供すべき情報の内容等を記載。

◎ 重点整備地区

● 重点整備地区の位置・区域

- 重点整備地区の位置、地区の範囲、地区の境界設定の考え方を記載。

● 生活関連施設・生活関連経路

- 生活関連施設（3以上）、生活関連経路を位置づけ。
- 生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化に関する事項を記載。

● 実施すべき特定事業に関する事項 [R2.6.19「教育啓発特定事業」追加]

- 事業内容
 - 対象施設
 - 事業者
 - 整備内容
 - 事業実施時期
- 等を記載。

● 移動等円滑化のために必要な事項

- 重点整備地区におけるバリアフリー化に関する事項を記載。

- ☆ 市街地開発事業との調整
 - ☆ 駐輪施設の整備等の市街地改善
 - ☆ 交通手段の充実
 - ☆ ソフト施策
- 等



※凡例：◎必須記載事項、○任意記載事項

基本構想に位置づけられる特定事業

公共交通特定事業

ノンステップバスの導入



ホームドアの設置等



道路特定事業

視覚障害者誘導用
ブロックの設置



車道との段差解消



路外駐車場特定事業

車椅子使用者用駐車区画
の整備等



都市公園特定事業

園路の段差解消
障害者対応型トイレの整備等



建築物特定事業

建築物内のエレベーター
設置等の段差解消



障害者対応型トイレの
整備

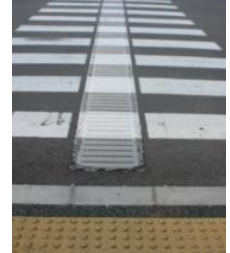


交通安全特定事業

音響式信号機
残り時間のわかる信号機



エスコートゾーンの設置



+ R2バリアフリー法改正により、従来のハード整備に関する事業に加え、新たにソフト事業を創設

教育啓発特定事業

(想定される事業)

- ・小中学校におけるバリアフリーに関する教育（バリアフリー教室）
- ・公共交通事業者における接遇の向上に向けた研修の実施
- ・障害者用トイレ、鉄道・バスの優先席、鉄道駅等のエレベーターの適正利用に関する広報啓発の集中的な実施
- ・高齢者、障害者等が公共交通機関等を利用する際に直面する困難や必要とする支援について理解するための講演会 等

【教育啓発特定事業のイメージ】



小学生による公共交通の
利用疑似体験



タクシー事業者における
ユニバーサルマナー研修

移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン

- 国土交通省では、市町村が移動等円滑化促進方針（マスタープラン）・バリアフリー基本構想を新規に作成しようとする場合や、作成済みのマスタープラン・基本構想を見直す場合に活用できるよう、「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」を作成・公表している。（平成20年度発行、平成28年度・平成30年度に見直し）
- 令和2年6月一部施行の改正バリアフリー法における移動等円滑化の促進に関する「心のバリアフリー」などのソフト対策の強化や、令和3年4月施行の基本方針改正における移動等円滑化促進地区等の要件の見直し等を踏まえ、令和3年3月に改訂。

ガイドライン改訂の主なポイント

■ マスタープランにおける「心のバリアフリー」に関する記載事項の追加

マスタープランの必須記載事項となった「心のバリアフリー」に関する事項について、記載すべき内容や記載事例等を追加

■ マスタープランの作成事例の充実

平成30年度に創設されたマスタープランについて、近年の作成事例における地区設定の考え方や、届出制度、情報提供に関する記載事例を追加

■ 基本構想に位置づける「教育啓発特定事業」の説明内容を追加

特定事業の類型に追加された「教育啓発特定事業」を位置づける際の留意点や、記載すべき内容、特定事業計画の作成例を追加

■ 基本構想等の住民提案制度の活用方法や事例を追加

基本構想の住民提案を受けた実績がある市町村や提案したことがある住民団体にアンケート調査を行い、市町村の体制整備や検討方法のポイントや住民提案事例を追加

目次

I. 移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想作成に関する内容

- 第1章 移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想とは
- 第2章 ガイドラインの概要
- 第3章 移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想作成にあたって

II. 移動等円滑化促進方針の作成

- 第4章 移動等円滑化促進方針の作成
- 第5章 移動等円滑化促進方針の評価・見直し

III. バリアフリー基本構想の作成

- 第6章 バリアフリー基本構想の作成
- 第7章 バリアフリー基本構想の評価・見直し
- 第8章 特定事業計画の作成



<マスタープラン・基本構想のイメージ図>

ソフト施策の取組状況(「心のバリアフリー」の推進)

ソフト面からバリアフリー化を推進するため、バリアフリー教室の開催、公共交通事業者等の接遇向上に向けた取組、ハンドブックの作成、トイレやベビーカーの利用円滑化のためのキャンペーン等を実施。

バリアフリー教室の開催

高齢者・障害者等の疑似体験等を通じ、バリアフリーに対する国民の理解増進を図るとともに、「心のバリアフリー」社会の実現を目指して、各運輸局等が「バリアフリー教室」を開催。



視覚障害者サポート体験



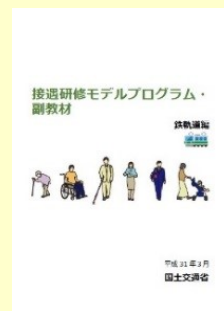
車椅子サポート体験



子供用車椅子

接遇向上の取組

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)に基づき、交通・観光分野における接遇の向上と職員研修の充実を図るため、平成30年に接遇ガイドラインを公表。また、接遇ガイドラインに則った適切な対応を交通事業者が行うことができるよう、公共交通事業者に向けた接遇研修モデルプログラムを平成31年に公表。さらに、接遇ガイドライン(認知症の人編)を令和3年に公表。



こころと社会のバリアフリーハンドブックの作成

「心のバリアフリー」推進のため、平成30年に中学生向けバリアフリー学校教育用副教材及び教師用解説書を公表。文部科学省と連携し、全国の中学校等に送付。



知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブックの作成

知的障害、発達障害、精神障害の方が円滑に公共交通機関、商業施設等を利用できるよう、個々の障害の特性等を踏まえた対応マニュアルを平成21年度に作成し、関係者等に周知。



高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進

車両等の優先席、車椅子利用者用駐車施設等、高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)、旅客施設等のエレベーターの適正利用推進キャンペーン等を実施し、真に必要な方が利用しやすい環境の整備を推進。



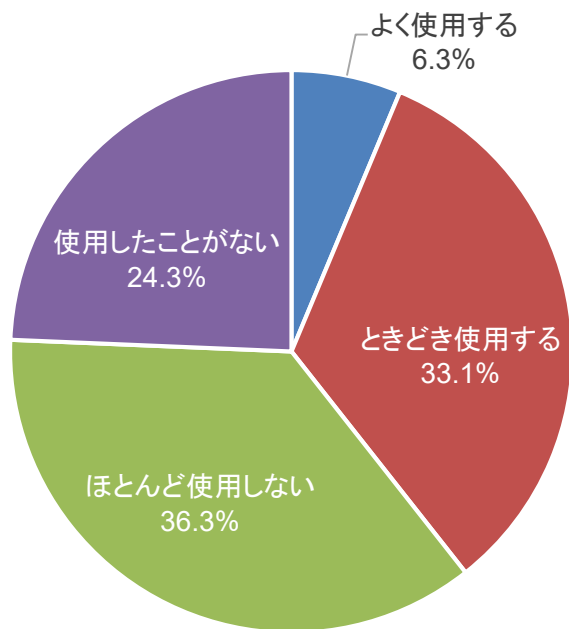
公共交通機関等におけるベビーカー利用円滑化の推進

公共交通機関等においてベビーカーを一層利用しやすい環境を整備するため、ベビーカーの安全な使用と周囲の理解協力の普及啓発を図るためのキャンペーンを実施。



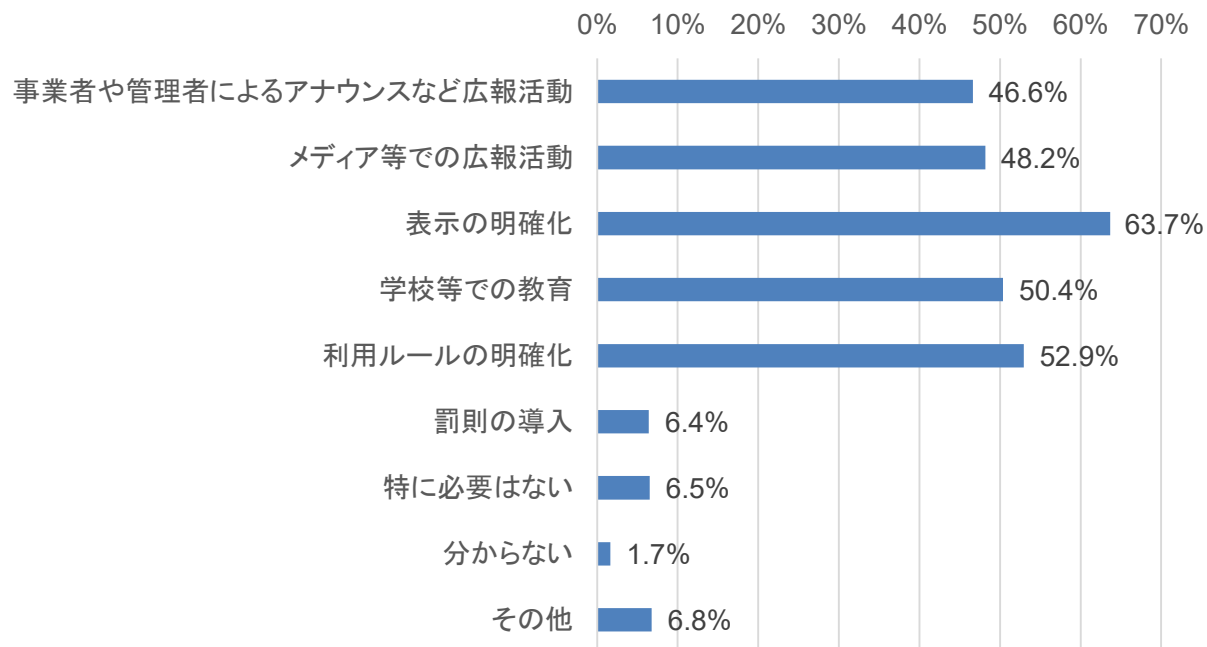
バリアフリースイレ

問 あなたは普段、バリアフリースイレを使用しますか。



※n=904(無回答除く)

問 今後、真に必要な方がバリアフリースイレを利用しやすくするために、どのような取り組みが必要だと思いますか。(いくつでも)

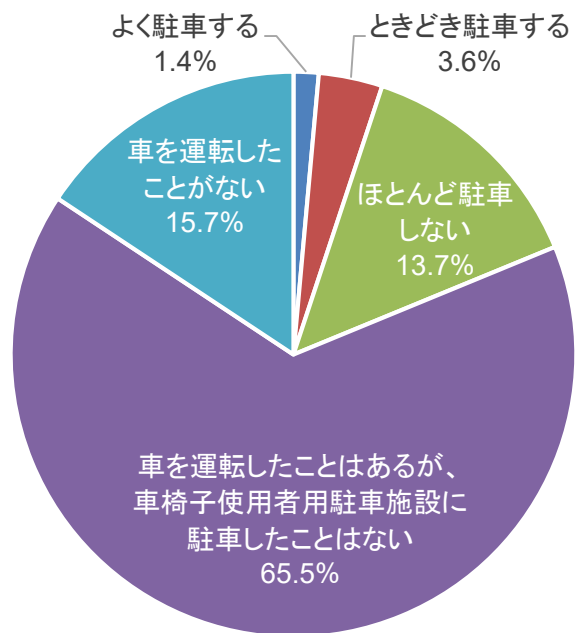


※n=903(無回答除く)

「使用したことがない」、「ほとんど使用しない」と回答した方は全体の約60%を占めた。真に必要な方がバリアフリースイレを利用しやすくするためには、「表示の明確化」が必要だという回答が最も多く、次いで「利用ルールの明確化」、「学校等での教育」、「メディア等での広報活動」、「事業者や管理者によるアナウンスなど広報活動」が必要だという回答が多かった。

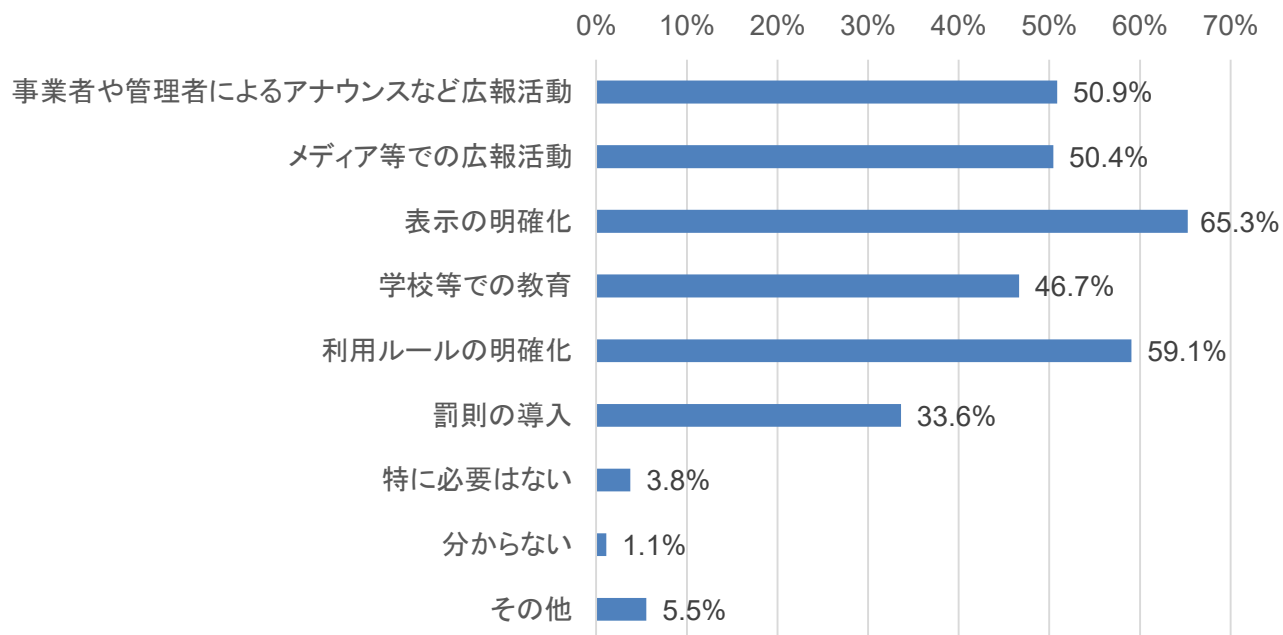
車椅子利用者用駐車施設

問 あなたは普段、車椅子利用者用駐車施設に駐車しますか。



※n=905(無回答除く)

問 今後、車椅子利用者用駐車施設が適正に利用されるために、どのような取り組みが必要だと思いますか。(いくつでも)

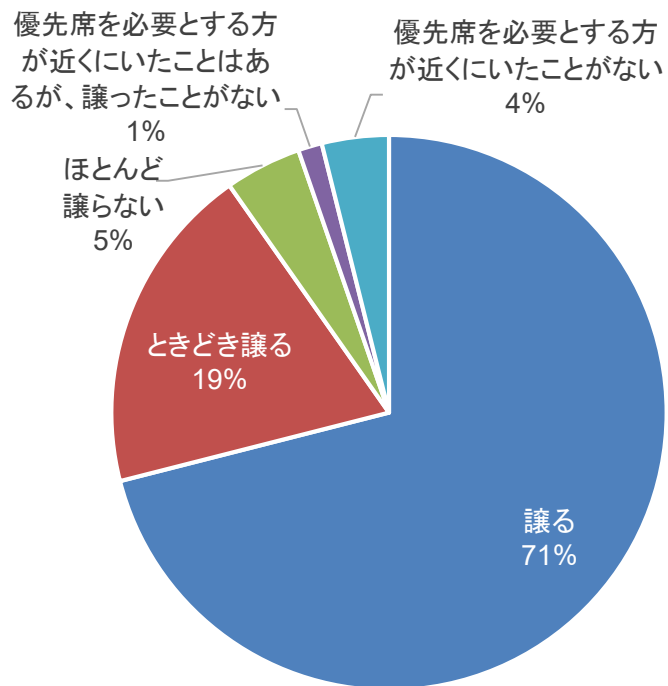


※n=904(無回答除く)

「車椅子利用者用駐車施設に駐車したことはない」との回答は、全体で約65%であった。車椅子利用者用駐車施設が適正に利用されるためには、「表示の明確化」が必要だという回答が最も多く、次いで「利用ルールの明確化」、「事業者や管理者によるアナウンスなど広報活動」、「メディア等での広報活動」、「学校等での教育」が必要だという回答が多かった。

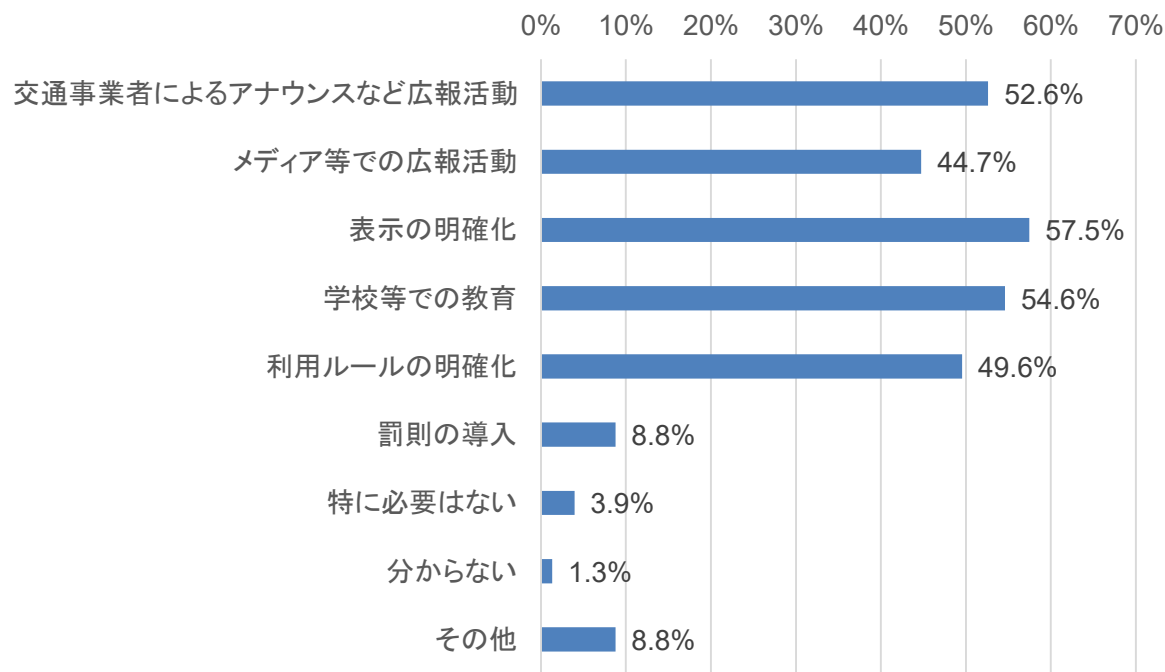
公共交通機関の優先席

問 あなたが優先席に座っている際、高齢者、障害者、妊産婦、けが人など優先席を必要とする方が近くにいたら、席を譲りますか。



※n=359(無回答除く)

問 今後、真に必要な方が優先席を利用しやすくするために、どのような取組が必要だと思いますか。



※n=456(無回答除く)

全体の90%が、高齢者、障害者、妊産婦、けが人など優先席を必要とする方に席を「譲る」もしくは「ときどき譲る」と回答した。真に必要な方が優先席を利用しやすくするためには、「交通事業者によるアナウンスなど広報活動」、「メディア等での広報活動」、「表示の明確化」、「学校等での教育」、「利用ルールの明確化」が必要だという回答が多かった。

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載事項に「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用」等を追加

対象施設（バリアフリー法施行規則において規定）



（バリアフリートイレ）



（旅客施設のエレベーター）



（旅客施設・車両等の優先席）



（車椅子使用者用駐車施設等）



（車両等の車椅子スペース）

施設設置管理者が講ずべき具体的措置（努力義務の対象となる広報啓発活動）

真に必要な方が円滑に利用できるよう、一般利用者に対して、ポスターの掲示、車内放送等での呼びかけ 等

「障害の社会モデル」の考え方

「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、**社会的障壁を取り除くのは社会の責務である**とする考え方

(「ユニバーサルデザイン2020行動計画」2017年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)

相対する概念としての「個人モデル・医学モデル」

○社会モデルに相対する**個人モデル・医学モデル**の考え方は、**医師などの専門家による治療やリハビリの技術によって解決されるべき問題**として「障害」を捉えるような考え方に代表されるもの。

※医学モデルによれば、リハビリなどが成功しなければ、障害を持たない人々と同じように社会で生活することは難しいとの考え方になってしまう。

○しかし、障害者が日常生活・社会生活において受ける制限は、**身体障害、知的障害、精神障害等の心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁（社会的障壁）と相対することにより生ずるもの。**

※**障害のある人は決して特別な存在ではなく**、障害は誰にでも起こりえる身近なものとして、「自分のこと」という意識を持って社会の一員として社会的障壁を取り除いていくものと捉える必要。

障害者権利条約

※スローガン「Nothing About Us Without Us」（私たちのことを、私たち抜きに決めないで）

「障害の社会モデル」の考え方が随所に反映

→例えば、条約前文(e)において規定

障害は「**機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用**であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずる」ものと規定

<障害者権利条約 経緯>

- 平成18年12月 国連総会において条約採択
- 平成19年9月 日本署名
- 平成20年5月 条約発効
- 平成26年1月 日本批准
- 平成26年2月 日本において効力発生

バリアフリー法における「心のバリアフリー」に関する規定

(基本理念)

第一条の二 この法律に基づく措置は、**高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去**に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。

(国民の責務)

第七条 **国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援、これらの者の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をするよう努めなければならない。**

「心のバリアフリー」とは

「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと」

(「ユニバーサルデザイン2020行動計画」2017年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)

<「心のバリアフリー」体现のポイント>

- (1) 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- (2) 障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。
- (3) 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。